



非上場企業における 従業員持株会制度の 活用

業績連動型報酬制度、成果主義人事制度など
従業員のインセンティブ、モチベーション向上・維持の
ための諸施策は広く活用されています。

その中でも、株式をベースとした

インセンティブ・プランは、企業オーナー・経営陣と同じ目線で企業価値増大に向けて
取り組むことのできる有効な施策であることに間違いありません。

従業員持株会制度は上場企業や株式公開を目指す企業で
導入されるものという認識が持たれていますが、制度設計の工夫次第で
非上場企業でも有効に活用することができるもの。
税法、金融商品取引法など、最大の効果を上げるために
考慮しなければならない要素も多々あります。

本稿ではそのポイントを解説します。

●執筆

税理士法人AKJパートナーズ シニアマネージャー 河口広之／マネージャー(税理士) 塚本 勉

CHAPTER 1 従業員持株会の意義、活用法 p.60

CHAPTER 2 従業員持株会の設計と留意点 p.65

CHAPTER 3 従業員持株会の具体的な設立手続き p.67

CHAPTER 4 従業員持株会の運営方法 p.70

付録 導入までのロードマップ p.72

「総務のマニュアル」本文に
関するご意見・ご要望・お問
い合わせは、編集部までご
連絡ください。
⇒ e-mail
soumu@nana-cc.com

●バックナンバーの詳しい内
容は、下記のホームページ
でご覧になれます。
⇒ <http://www.nana-cc.com>

従業員持株会の意義、活用法

従業員に自社株式を取得・保有してもらう従業員持株会は、識を高めることができ、インセンティブ・プランとしてはといえます。しかし、株式にはさまざまな権利義務関係があり、帰属しており、考慮すべき要件も多々あります。まずは、従業員持株会制度の概要、メリット・デメリット、主な考慮要件について整理しましょう。

究極の手法で

帰属しており、考慮すべき要件も多々あります。

帰属しており、考慮すべき要件も多々あります。

主な考慮要件について整理しましょう。

1

従業員持株会とは

従業員持株会とは、従業員の

生の増進や経営への参画意識の向上を
はかることを目的として、従業員が金
銭を抛出し、会社の株式を共同で取得

う理由は、主として各従業員の退職の際ににおける買い戻しを容易にするためです。

通常は民法上の組合で設立
従業員持株会の設立に当たっては、
民法上の組合による方式（証券会社方
式）、任意団体による方式（信託会社
方式）、権利能力なき社団による方式
の三つの方式があります。

するためには組織される仕組みです。我が国における従業員持株会制度は昭和四三年頃から急速に普及しはじめ、平成三年三月末現在で東京証券取引所に上場している内国法人の約八七%が従業員持株会を有するとされ、従業員持株会は、広く普及している制度といえます。

従業員持株会制度は、主として上場企業や上場準備企業を中心に普及してきた制度ですが、近年では上場を予定していない非上場企業にあっても従業員持株会制度を積極的に導入、従業員の福利厚生の増進や経営への参画意識の向上、そして業績向上のためのインセンティブ対策などの施策として活用している企業が増加傾向にあります。

●
従業員に自社株式を間接的に保有してもらう制度

自社の株式を従業員に保有してもらうに当たって、従業員個人に直接保有してもらうのではなく、従業員持株会という組織を通じて間接保有してもら

そのまま株式を保有し続けたいケースなど、退職後も引き続き社外株主となつてしまふ可能性も十分に考えられますが。社外株主が増えることは、株主の管理コストなど間接コストの増加、株主数增加に伴う株式の分散、会社にとって将来的に友好的とならない株主の存在可能性、株主権利の濫用可能性などのリスクが生じます。従業員持株会制度があれば、従業員持株会を通じて、株式を間接保有してもらうことで、従業員の退職の際における株式の社外流出を一律に防止し、円滑に処理することも可能となります。

方式)と任意団体による方式(信託会社方式)の違いは、それぞれ証券会社が開発したか、信託会社が開発したか、信託会社が開発したかによるものです。両方式を比較すると、その構造は異なるものの、目的や機能もほぼ同じであり、運用面での差異はほとんどないといえます(P.61図表①)。また、権利能力なき社団は税金面からのデメリットが多いことから、実務上ほとんど利用されていません。実務上は、証券会社方式での設立が一般的であるため、ここからは民法上の組合による方式(証券会社方式)に限定して話を進めていきます。

（）に準拠して設立するケースと、ガイドラインに準拠せずに設立するケースがあります。

どの専門家に運営を委託することになります。

すが、非上場企業にとつては特段遵守する必要がない部分もあるため、非上場企業では「ガイドライン」に準拠せず、必要な部分のみを参照しながら、持株会規約において独自の設計をしていくことも可能です。

に規定することで、独自の自由な設計が可能となります。

準備企業については、証券会社が持株会運営の受託管理をすることから、必要な規制に準拠するために「ガイドライン」に準拠して設立した場合は、定期拠出（給与天引）など、さまざまな規制が存在するため、柔軟性の面ではデメリットも有しています。

に応じた設計が可能となります（P.62）。

図表②。

に設立するケースでは、企業の実情に応じた自由な設計が可能であるため、非上場企業の持株会は、多くがこの形態を利用しています。しかし、持株会運営を証券会社に委託できないことから、自社で運営するか、会計事務所な

(3) 安定株主対策（外部株主から株式を
買い戻す受け皿作りなど）

(4) インセンティブ対策（従業員の経営
参画意識の向上）

① 持株会の組織形態による相違点

	民法上の組合	任意団体
法人格	法人格なし	法人格なし
会員	組合員	信託契約の委託者兼受託者
拠出金	出資	信託財産
株式買付	持株会の業務契約	信託契約の履行
管理	組合の財産の管理	信託財産の管理
購入株式	共有持分	信託財産の受益権
議決権の行使	名義：個人株主（理事長） 議決権の不統一行使可	名義：信託銀行 議決権は信託銀行に指示可
税務上の取り扱い	法人税課税なし 配当金：配当所得	法人税課税なし 配当金：配当所得
管理コスト	自社で事務管理を行う場合には、 追加的な管理コストは不要	信託銀行に対する 管理コストが必要

従業員持株会の設計と留意点

加入資格や株式の売却価格設定方法などは、企業文化、企業の制度構築の意図・狙いが大きく反映されるところ。考慮すべき諸法規も多岐にわたりますが、慎重に制度設計することにより、その効果は計り知れないものとなります。

CHAPTER

2



加入資格について

● 加入資格について

● 給付・賞与天引き積み立て(長期取得方式)

● 奨励金について(長期取得方式)

● 従業員持株会への株式の売却価格

● 会社からの貸し付け(短期取得方式)

● 三者割当増資の場合、通常の積み立て

● オーナーによる大量の株式売却や第

● 一般的に従業員持株会を通じた株式保

● 有の場合、奨励金のほかは長期にわた

● 従業員持株会の目的

● (1) 従業員の福利厚生の充実(従業員への配当、奨励金による財産形成)

● (2) オーナーの相続税対策(相続財産の圧縮)

● (3) 安定株主対策(外部株主から株式を買い戻す受け皿作り)

● (4) インセンティブ対策(従業員の経営参画意識の向上)

● 経営者と従業員側の両者のメリット・デメリットを把握する

POINT

従業員サイドのデメリットとしては、次のようなものが挙げられます。

- ・流通性に乏しい資産の取得
- ・収益性が高いとはいえない
- ・職場と財産を同時に失う可能性
- 「流通性に乏しい資産の取得」とは、非上場企業の株式は上場企業と異なり、市場での売却ができず、売却先が従業員持株会に限定されるため、換金可能性が低いためです。
- 「収益性が高いとはいえない」とは、一般的に従業員持株会を通じた株式保有の場合、奨励金のほかは長期にわたる効になります。

「職場と財産を同時に失う可能性」とは、もし会社が倒産してしまった場合、従業員持株会の有する自社株式もただの紙切れとなってしまい、仕事と財産を同時に失つてしまことになります。

このように、両者の視点からメリット・デメリット(図表④)を把握しておくことが大切です。

「経営参画意識の向上」「インセンティブ効果」とは、間接的とはいえ会社の所有者となることで、おのずと会社の業績に関心を持つようになり、経営参画意識が高まるばかりでなく、仕事への関心も出てくるものです。また、従業員持株会保有の株式については、後述する種類株式である無議決権の配当優先株式として設計することにより、インセンティブ効果としても有効になります。

る配当収入のみが収益源となります。

当然、配当は会社の業績など各種要因に左右されるものであり、配当がなされない場合もあり、従業員持株会への出資は決して収益性の高い資産といえません。

「職場と財産を同時に失う可能性」とは、もし会社が倒産してしまった場合、従業員持株会の有する自社株式もただの紙切れとなってしまい、仕事と財産を同時に失つてしまことになります。

このように、両者の視点からメリット・デメリット(図表④)を把握しておくことが大切です。

4 従業員持株会のメリット、デメリット

	メリット	デメリット
�営者	1 従業員の帰属意識・忠誠心の向上	1 導入や運営で要するコスト負担
	2 経営権を確保しつつ相続財産を圧縮	2 従業員への決算情報開示義務
	3 安定株主の確保	3 株主権を行使されるリスク
	4 株式の社外流出防止に有効	4 奨励金や配当金の継続
従業員	1 福利厚生の充実と財産形成支援	1 流通性に乏しい資産の取得
	2 経営参画意識の向上	2 配当収入のみで収益性が低い
	3 インセンティブ効果	3 職場と財産を同時に失う可能性

従業員持株会の株式取得の原資としては、従業員の給料などから天引きした資金から拠出する方法が考えられますが、オーナーの相続税対策の視点からみると、相続税対策効果の大きい短期取得による方法と、相続税対策効果の薄い長期取得による方法に分けられます。

● 会社からの貸し付け(短期取得方式)

● オーナーによる大量の株式売却や第

● 三者割当増資の場合、通常の積み立て

● 一般的に従業員持株会を通じた株式保有の場合、奨励金のほかは長期にわたる効になります。

従業員持株会の加入対象とすることもあります。このようなときは、加入資格の問題が生じてきます。この点について「ガイドライン」では、従業員持株会に参加できる従業員の雇用形態については制約はなく、いかなる雇用形態の従業員を持株会への加入を認めるかは、規約の定めるところによれば足りるとされています。ただ、従業員持株会制度は、従業員に対する福利厚生の側面が大きいため、一般的にはP.68図表⑤の者に加入資格が与えられます。

● 給付・賞与天引き積み立て(長期取得方式)

● 給付・賞与天引き積み立て(長期取得方式)

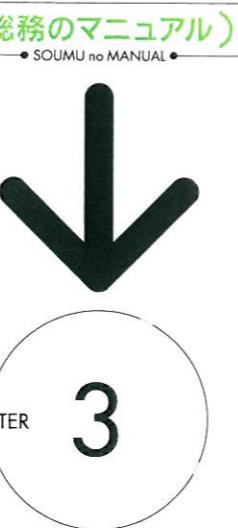
● 従業員持株会を通じて取得した株式に係る配当金は、従業員持株会に拠出され、株式の取得に充てられるのが一般的です。このように配当金を従業員持株会で留保し、再投資するのは、有価証券届出書の提出の要否との関係によります。会社が発行する新株を従業員持株会が取得する場合、上場企業のケースでは、有価証券届出書の提出が必要となります。これに対し、非上場企業のケースでは、新株発行に係る取

上場企業と異なり、非上場企業では、一般的に株式は流通していないため、従業員持株会設立に合わせて、「オーナー」か「会社が行う新株発行(第三者割当による有利発行)」により供給されます。

従業員持株会の具体的な設立手続き

前章で検討した各企業独自の制度趣旨に基づき、実際に設立・運営するための諸規則を作成します。制度設計ができれば、あとは諸法規に準拠して運用するだけ。

本章の各様式はあくまでも参考に、独自設計の基礎として活用してください。



流通性があるため、需要と供給の関係から市場価格(時価)が算出され、おのずと売却価格も決定します。また、そこには段階税務上の問題も発生しません。しかし、非上場企業においては、株式が流通しておらず、取引価格(時価)の算定が困難であり、かつ税務的に問題が発生しやすくなります(価格決定に恣意性が入り込みやすいため)。そこで、実務上、非上場株式の価格の算定には、課税当局とのトラブルを避ける意味からも、税務を意識した方法により算出することになります。具体的には相続や贈与の際に使用する「財産評価基本通達」を用いて売却価格を算出します。

「財産評価基本通達」による非上場株式の評価方法は「原則的評価=純資産額など」と「特例的評価=配当還元価額」により算出されます。この「財産評価基本通達」による非上場株式の評価方法の違いは、評価する株式を保有することで経営に影響を与えるべきに着目し、従業員持株会のように発行済株式の少數保有を想定される者にとっては、議決権が少ないために、配当還元価額は純資産額などに比べて著しく割安な価格であり、内部留保の大企業では、数十倍の価格差となります。

通常、従業員持株会は、退職者からその持分を買い戻す際には、一般的に従業員が抛出した価格(前に記載した配当還元価額)で買い戻すことをその規約に規定します。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

退会時の買戻価格について

株式会社は、株主を、その有する株式の内容および数に応じて、平等に取り扱わなければならないとして「株主平等の原則」が会社法一〇九条一項に規定されています。

しかし、平成一八年施行の新会社法では、株式の資金調達の多様化や支配関係の多様化の機会を株式会社に与え、ため、「株主平等の原則」から要請されるはずの原則的な形態の普通株式だけではなく、その対比概念として「種類株式」というものが広く認められるようになりました。

種類株式とは、ある一定の事項につき内容の異なる二つ以上の種類の株式のことといい、つまりは株式の内容および数に応じて平等に取り扱うのではなく、配当のみ有する株式や議決権を制限する株式などの設定が可能となりました。

従業員持株会を設立するに当たり、通常はオーナー経営権を脅かさない範囲内に留められます。逆をいえば、従業員持株会に与えられた持株割合では

このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

種類株式の活用方法

株式会社は、株主を、その有する株式の内容および数に応じて、平等に取り扱わなければならないとして「株主平等の原則」が会社法一〇九条一項に規定されています。

しかし、平成一八年施行の新会社法では、株式の資金調達の多様化や支配関係の多様化の機会を株式会社に与え、ため、「株主平等の原則」から要請されるはずの原則的な形態の普通株式だけではなく、その対比概念として「種類株式」というものが広く認められるようになりました。

種類株式とは、ある一定の事項につき内容の異なる二つ以上の種類の株式のことといい、つまりは株式の内容および数に応じて平等に取り扱うのではなく、配当のみ有する株式や議決権を制限する株式などの設定が可能となりました。

従業員持株会を設立するに当たり、通常はオーナー経営権を脅かさない範囲内に留められます。逆をいえば、従業員持株会に与えられた持株割合では

このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

● 退会時の買戻価格は取得価額と同額とすることが一般的。ただし、インセンティブ効果を高めるためには時価評価すべき

● このような場合、従業員持株会には經營権よりも優先的に配当をもらえない見合いとして、他の株主よりも優先的に配当をもらえる権利を付与することにより、配当優先議決権制限株式」という種類株式を保有させることによって、経営権の方に魅力を感じるかもしれません。

このように規定するのは買戻価格が、従業員持株会の存続にかかるからです。従業員持株会は株式の提供者であるオーナーや会社から供給があり、従業員から抛出された資金により買取を行います。つまり、従業員持株会は従業員から預かった資金を株式の提供者に支払うだけの箱としての機能しかなく余剰資金を多く保有していません。そのため、退職者から買い戻す際に、会社の業績好調により株価評価が増加したからといって、買戻価格に反映させようとしても、従業員持株会には買い戻すことが現実的に

困難なケースがあります。たとえば、発行済み株式が二万株、資本金一〇〇〇万円(時価純資産が一億円)、配当金が五〇万円の法人で単純比較すると、純資産価額では一株当たり五〇〇円、配当還元価額では一株あたり二五〇円となります。(実際の評価は複雑な算式を基に算出されますが、ここでは簡便的に算出しています。)

POINT

● 持株会制度の狙いに適合した加入資格を設ける

9 [ひな型] 発起人会議事録

発起人会議事録

平成25年4月1日、午前10時00分より、株式会社○△工業の本社会議室において、末尾に記載の7名の出席のもと、○△工業従業員持株会の設立について討議した。

□□ □より、従業員持株会の設立趣旨並びに従業員持株会の概要を説明したところ、出席者の全員が賛成し、会員となることを約したので、出席者はあらためて□□ □を議長に選任し、○△工業従業員持株会の設立に関する審議に入った。

〈審議事項〉

1 持株会規約の制定に関する件

議長より、別紙の○△工業従業員持株会規約案につき、説明がなされ、その賛否について議場に諮ったところ、全員異議なく、原案通り可決確定した。

2 役員の選任に関する件

議長より、規約附則1に基づき、会員の中から理事3名（内1名は理事長）及び監事1名を選任する件につき諮ったところ、次のとおり選任され、被選任者は各々その就任を承諾した。

理事長 □□ □ 副理事長 □□ □

理事 □□ □ 監事 □□ □

以上をもって議案のすべての審議が終了したので、議長は、午前11時00分閉会を宣言した

平成25年4月1日

○△工業従業員持株会 出席者

□□ □ 印				
□□ □ 印				

10【ひな型】賃金の一部控除に関する協定書

株式会社○△工業（以下、「会社」という）と○△工業の従業員代表□□ □は、労働基準法第24条に基づき、下記のとおり賃金の一部控除に関する協定書を締結する。その証として本書2通を作成し、会社と従業員代表□□ □が各1通保管する。

記

1. 会社は賃金から、○△工業従業員持株会への拠出金を控除することにつき協定する。

2. この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。
期間満了の30日前までに会社・組合いずれからも改廃の申し入れがない時は、さらに 1 年間有効とする。以降も同じとする。

この有効期間中であっても、会社・組合双方の合意によって、この協定を改廃することが出来る。

以上

平成 25 年 4 月 1 日

株式会社○△工業
代表取締役 □□ □

株式会社○△工業
従業員代表 □□ □

⑪ [ひな型] 従業員持株会入会申込書

持株会入会申込書 兼告知書 申請書										
従業員持株会理事長殿										
以下の通り申込みをいたします。										
申込日 25年4月1日										
所属	フリガナ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>							
総務部	氏名	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	印						
住所	〒 東京都港区○○○			Tel ()						
該当の申込欄の（□）にチェックを付け、必要事項をご記入ください。										
□入会	給与時（月例）提出金額		□ 任意 賞与提出金額							
	□	口	円	□	円					
□臨時提出										
給与時（月例）提出金額										
□	1	□	100,000 円							
□上記申込みは、○△工業従業員持株会規約に同意し申込みします。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">事務局確認欄</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">確認印</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">理事長確認印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>					事務局確認欄		確認印	理事長確認印		
事務局確認欄										
確認印	理事長確認印									

⑧ 【ひな型】従業員持株会規約

金融商品取引法の規制に注意（企業内容等開示制度）

勘定人數 過去6ヶ月 通算にて判定	募集(売出)価額の総額(過去2年と今回の合計)		
	1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上
50人以上	不要	有価証券通知書	有価証券届出
50人未満	不要	不要	有価証券通知

奨励金の額について

員持株会については、奨励金の支出や事務手数料などの経済的利得を得ることが禁止されています。これは、従業員持株会は福利厚生とみることができるが、役員は実施会社と雇用関係ではなく、委嘱によっており、福利厚生の一環としてみることができないからとれます。

持株会設立の流れ

手順	内容	主体		作成書類	備考
		オーナー 譲渡権	従業員 持株会		
本方針の決定	加入率・拠出率の予想、持株比率（放出株数）や種類株式の内容を決定	●	—	—	—
務局（担当者）の設置	証券会社や会計事務所に外部委託しない場合は総務部門に設置	●	—	—	—
立発起人の選任	オーナーサイドで、持株会理事候補者（通常は総務部長、経理部長）を選任し、発起人になるように依頼	●	—	—	2 参照
約等の作成	対象者、流通価格等を規定	●	●	従業員持株会規約、運営細則	1 参照
事長印の作成	口座開設、契約締結のため	—	●	—	4 参照
金口座の開設	理事長名義の預金口座作成	—	●	—	4 参照
締役会の承認決議	従業員持株会設立の承認	●	—	取締役会議事録	3 参照
社と持株会との覚書締結	目的外利用禁止、給与天引き、奨励金等	●	●	覚書（持株会・発行会社間）	5 参照
業員説明会の開催	社内関係者、従業員代表者、労働組合などへの設立趣旨・制度設計に関する説明会	●	●	従業員説明会資料	6 参照
会申込書の配布・受付	—	—	●	入会申込書	7 参照
立発起人会兼設立総会の開催	規約制定、理事選任	—	●	発起人会議事録、設立総会議事録	2 参照
約の締結	設立契約、給与控除協定等の締結	—	●	契約書、協定書	5 参照
員の募集・入会の受付	—	—	●	募集案内、加入申込書、預金通帳の作成	7 参照
締役会の承認決議	株式の譲渡承認	●	—	—	3 参照
式の売買契約締結	—	—	●	株式売買契約書	7 参照
買代金の決済	—	—	●	—	7 参照
分残高の通知	会員ごとの持分割合を書面で通知	—	●	会員別持分明細表	—

15 【ひな型】退会届、株式持分払戻計算書

一部引出・退会届出書

一部引出は、入会後5年間はできません。
届出書は理事長に、規約所定の日までに提出しなければなりません。

下記の通り、平成25年12月付で【一部引出・退会】したいのでお届けいたします。

該当数字を○で囲んで、その理由をご記入ください。
1. 一部引出(引出希望額 円) 2. 退会

理由: 平成25年12月末付で定年退職のため

精算方法 1. 振込(下記の振込口座に支払いください) 2. 現金

フリガナ □□□ ご印鑑
ご氏名 □□□
ご住所 東京都港区〇〇〇

上記届出書による【一部引出・退会】を認める。
平成25年12月 日
○△工業従業員持株会
理事長 松田 実

振込先口座
フリガナ
預金者名
銀行金庫組合 支店
コード 銀行番号 店番号
預金種目(どちらかに○印) 口座番号
1. 普通 2. 当座

* 振込の場合には、振込手数料を差し引いた金額が指定振込口座に支払われます。
* 退会した場合には、原則として再入会はできませんので、ご注意ください。

13 金融商品取引法の規制に注意(集団投資スキーム持分)

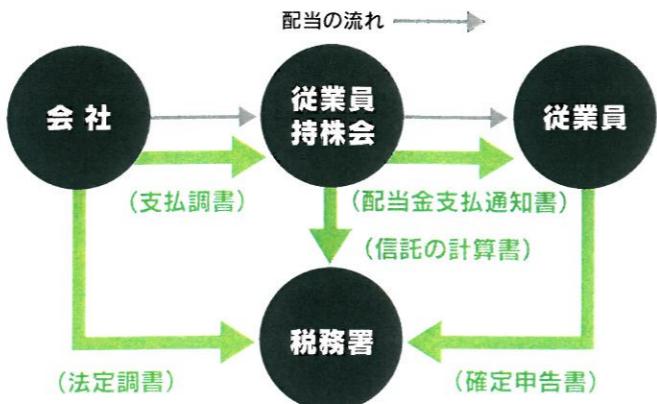
集団投資スキーム持分

持株会が、集団投資スキーム持分として「みなし有価証券」と取り扱われるようになると、持株会に金融商品取引法の規制が及ぶことになる。

持株会が「みなし有価証券」とならないための要件

- (1) 構成員全員が発行会社または被支配会社の役員・従業員、もしくは関係会社の従業員であること
- (2) 各構成員の1回当たりの拠出額が100万円未満であること
- (3) 構成員が共同して、個別の投資判断に基づかずに株式買付の意思決定を行うこと

14 作成資料の提出先



従業員持株会の運営方法

入会・退会の事務処理などの随時業務、給与・賞与からの天引き、奨励金の支給、株式の買い付け・割り当てなどの毎月定例事務のほか、決算時には税務署への書類提出、理事会・会員総会の開催などの業務が発生します。運営方法を確立するためには、これら諸業務を順を追って整理しマニュアル化しておくことが必要です。

CHAPTER

4

運営方法を確立する

年間のスケジュールを書き出して整理します(図表12)。以下、順を追つて説明しましょう。

持株会への入会については、一般的には事務処理上の煩雑さを避けるために、一定の期間に限定してこれを受け付けることになります。

1 入会時の事務

会員から給与天引きにより拠出してもらった積立金・奨励金の残高を個人別に管理し、供給された株式を拠出額に応じて配分します。

2 毎月定例の事務

会員において会員が有する権利がもられた積立金・奨励金の残高を個人別に管理し、供給された株式を拠出額に応じて配分します。

3 決算関係の事務

持株会において会員が有する権利がもられた積立金・奨励金の残高を個人別に管理し、供給された株式を拠出額に応じて配分します。

会員を共同委託者、理事長を受託者とする管理信託財産として保管されます。すなわち、信託の法形式により理事長名義で一括して管理されます。つまり、配当も、理事長が一括して受領し、管理することになります。

税務的には信託財産に係る収益は、信託(持株会)を単なる「導管」として通過(パススルー)するものとされ、信託受益者各個人(会員)の収益と見なさ

は、株式の名義人である理事長宛てに一括して支払われますが、各会員個人に対する配当所得として課税されます。実務上は、社から各会員の口座へ直接振り込まれ、その際に各会員に対して「配当金支払通知書」を発行します。

(2) 法定調書の作成(会社)

配当金は、理事長宛てに一括して支払われ、支払確定日から1ヶ月以内に

(3) 信託の計算書(従業員持株会)

「配当の支払調書」を従業員持株会宛てに作成します。

従業員持株会から会員に対して配当金を支払った場合には、従業員持株会

12 運営スケジュール

実施月	対応者		作成書類	備考
	(発行会社)	(従業員持株会)		
随時	—	入会処理	入会申込書	1. 参照
随時	—	定例処理	—	2. 参照
随時	—	退会処理	退会届 株式持分払戻計算書	4. 参照 4. 参照
1	「法定調書」の作成	—	法定調書	3. 参照
1	—	「信託の計算書」の作成	信託の計算書	3. 参照
3	決算月		—	—
4	—	—	—	—
5	—	理事会の開催 会員総会の開催 持分明細の交付	理事会事録 会員総会事録 会員別持分明細	3. 参照 3. 参照 3. 参照
6	株主総会(配当決議) 剩余金の配当 配当金額の通知	—	—	—
7~12	—	—	配当金支払通知書	—

※ 発行会社・従業員持株会ともに3月決算を前提

- 4 退会時の事務
- (5) 理事会・会員総会の実施
- (従業員持株会)
- 理事会において、規約の改定、運営細則その他諸規定の改廃を行い、会員総会において、規約の改定、理事・監事の選任、決算報告を行うこととなりますが。また、各会員別に「持分通知書」を作成し、持分と積立金を通知します。

▼ 入会・退会などの随時業務と決算関係業務に分けて業務手順、作成必要書類を整理しておくこと。配当金の支払いに伴い「信託の計算書」「支払調書」「確定申告書」の税務署への提出・申告が必要となる。

▼ 理事会・会員総会は毎年開催する

POINT

● 導入までのロードマップ

付録

ロードマップ

- 基本方針の決定
- 事務局（担当者）の設置
- 設立発起人の選任
- 規約等の作成
- 理事長印の作成
- 預金口座の開設
- 取締役会の承認決議
- 会社と持株会との覚書締結
- 従業員説明会の開催
- 入会申込書の配布・受付
- 設立発起人会兼設立総会の開催
- 契約の締結
- 会員の募集・入会の受付
- 取締役会の承認決議
- 株式の売買契約締結
- 売買代金の決済
- 持分残高の通知
- 退会処理
- 法定調書の作成
- 信託の計算書の作成

作成書類

- 従業員持株会規約、運営細則
- 取締役会議事録
- 覚書（持株会・発行会社間）
- 従業員説明会資料
- 入会申込書
- 発起人会議事録、設立総会議事録
- 契約書、協定書
- 募集案内、加入申込書、預金通帳の作成
- 株式売買契約書
- 会員別持分明細表
- 退会届、株式持分払戻計算書
- 法定調書
- 信託の計算書

3月（決算）

- 理事会の開催
- 会員総会の開催
- 持分明細の交付
- 株主総会（配当決議）
- 剰余金の配当
- 配当金額の通知

5月

- 理事会議事録
- 会員総会議事録
- 会員別持分明細

6月

- 配当金支払通知書